

令和 2 年 4 月 2 8 日

保護者各位

柏市保育運営課長

令和 2 年 5 月 7 日以降の保育園等の対応について

日頃より、本市の保育行政にご理解・ご協力をいただき感謝申し上げます。

本市では、国による緊急事態宣言の発令に伴い、令和 2 年 4 月 1 3 日（月）から保育園等（認可保育園及び認定こども園等）を臨時休園しています。現時点において国の方針が確定していないため、下記のとおり 5 月 7 日（木）から 9 日（土）までの期間も臨時休園することとしました。また、5 月 1 1 日（月）以降の対応については、国の緊急事態宣言に係る方針に合わせて、下記のとおり対応しますので、よろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

記

1 臨時休園とする保育園等

認可保育園（公立及び私立）、認定こども園（2 号及び 3 号認定に限る。）、小規模認可保育、事業所内保育（認可に限る。）

※認定こども園の 1 号認定については、各園の判断となります。

2 5 月 7 日（木）から 9 日（土）までの臨時休園における特別保育について

これまでの臨時休園と同様に特別保育を実施します。

(1) 特別保育実施の対象（次のいずれかに該当する場合）

ア 保護者が社会生活を維持する上で必要な事業に従事しており、かつ家庭で園児を保育する人がいない場合

イ 家庭での保育が特に困難であると認められる場合

(2) 特別保育利用の手続きについて

（1）に該当し、特別保育が必要となる方は「特別保育利用申立書」（柏市ホームページにも掲載しています。）に必要事項を記入し、特別保育を開始しようとする日の 2 営業日前までに、各保育園等に提出してください（5 月 7 日（木）から開始しようとする場合は、1 日（金）までに提出。）。特別保育実施の要否については、各保育園等で判断します。

※3(1)のとおり、臨時休園の期間を更に延長する可能性がありますので、「特別保育利用申立書」には、念のため、5月末日までの予定をご記入ください。

3 5月11日（月）以降の対応について

国の対応に合わせて、保育園等の対応を決定します。5月7日（木）以降に、柏市ホームページ等でお知らせします。

(1) 緊急事態宣言の期間が延長された場合

緊急事態宣言の期間に合わせて保育園等の臨時休園期間も延長します。また、これまでの臨時休園と同様に特別保育を実施します。

(2) 緊急事態宣言の期間が延長されない場合

5月9日（土）で臨時休園の措置が終了となり、11日（月）から通常どおりの保育となります（「特別保育利用申立書」の提出は不要です。）。しかし、保育園等が「三つの密」となりやすい環境であることに変わりはありません。市としては保育園等への登園自粛の協力を要請しますので、登園の回数を1日でも多く減らせるよう、職場や家庭内での調整をお願いします。

なお、11日（月）以降の数日において、保育園等によっては、全ての園児に対して給食を提供できない場合があります。この場合、保育園等から弁当等の持参をお願いすることがありますので、ご了承ください。

4 保育料等について

5月分の保育料については、登園しなかった日に応じて軽減措置を予定しています。なお、給食費については、通常、数週間から1か月前に食材などを発注して、事前に準備をしているため、登園自粛要請期間中の減額は行っておりませんが、臨時休園期間中については、登園しなかった日に応じて給食費の軽減措置を予定しています。

5 今後の対応について

本通知は令和2年4月28日時点の対応となります。今後、対応が変わる可能性があります。

6 問い合わせ先

柏市保育運営課

臨時休園及び特別保育について（企画運営担当 04-7128-5517）

保育料等の返還について（入園担当 04-7167-1137）

令和2年4月25日～5月6日は「STAY HOME週間」です。感染拡大を防ぐためにはとにかく人と人の接触を減らすことが重要です。あなたの命を、家族を、大切な人を、社会を守るため、大型連休期間中、より一層、外出の自粛を徹底しましょう。